

# 労働条件の明示について確認しよう！

必ず明示

## 必ず書面

- ①労働契約期間
- ②有期雇用の更新基準
- ③就業の場所・従事する業務の内容
- ④労働時間に関する事項
  - ④A 始業・終業時刻 ④B 所定労働時間を超える労働の有無 ④C 休憩時間 ④D 休日 ④E 休暇 ④F 交替制勤務の場合、就業時転換に関する事項
- ⑤賃金の決定・計算・支払方法、賃金締切・支払時期
- ⑥退職事項(解雇事由含む)
- ⑦昇給

あるなら明示

- ⑧退職手当の労働者の範囲、決定・支払方法、支払時期
- ⑨臨時の賃金、賞与、最低賃金額
- ⑩労働者負担の食費、作業用品その他
- ⑪安全・衛生
- ⑫職業訓練
- ⑬災害補償、業務外の疾病扶助
- ⑭表彰、制裁
- ⑮休職

## パート・有期労働者 必ず書面

- (1)昇給の有無 (2)退職手当の有無 (3)賞与の有無 (4)相談窓口

※2024年4月から「労働条件明示のルール」が変わります。

- ①就業場所・業務の変更の範囲 ②更新上限の有無と内容
- ③無期転換申込機会 ④無期転換後の労働条件

## <事務所より>

8月の年金相談日は「3、10、15、17、22、24、31日」です。  
ご迷惑をお掛けしますが、よろしくお願いいたします。



詳しくは当事務所までお気軽にお問合せ下さい

 えとう社会保険労務士・行政書士事務所

田村市船引町東部台三丁目4 3番地 ☎ 0247-82-6265  
<https://www.eto-srgs.com/> Mail : [info@eto-srgs.com](mailto:info@eto-srgs.com)